

沖縄県多面的機能保全推進協議会事務処理規程

平成19年3月29日制定

平成31年4月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県多面的機能保全推進協議会（以下「推進協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を会長が沖縄県土地改良事業団体連合会の職員の中から任命する。

(事務の区分)

- 一 農地維持支払交付金に係る事務指導
- 二 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に係る事務指導
- 三 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に係る事務指導
- 四 多面的機能支払推進交付金に係る事務

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る沖縄県多面的機能保全推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る沖縄県多面的機能保全推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

策4条 多面的機能支払交付金実施要綱（平成27年4月1日26農振第2155号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日26農振第2157号）、沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱（平成27年3月31日農計第2236号）、沖縄県多面的機能保全推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則
多面的機能支払交付金実施要綱については、常に最新版を使用する。

附 則
この規約は、平成19年3月29日から施行する。

附 則
この規約は、平成23年7月5日から施行する。

附 則
この規約は、平成24年5月23日から施行する。

附 則
この規約は、平成26年7月22日から施行する。

附 則
この規約は、平成26年12月03日から施行する。

附 則
この規約は、平成27年7月28日から施行する。

附 則
この規約は、平成31年4月1日から施行する。